



に考へて賛成しておるわけなんです。が、更生医療の範囲には入らないけれども、しかし明らかに公務傷病としてそういう内部疾患があるということも事実なんです、そういうものが、この法律の中で当然その解決の方法を認められなければならないということも、また同じ章の中ですけれども、この法律のどこかでそういうような人たちのからだを元に直すという処置がとられなければならないということも、私は妥当な

○木村(忠)政府委員　この法律の中には、五條にあります援護の種類といいたたけませんでした、一から六まで書かれてあるのでございます。一と五と六は年金、一時金の支給という形をとつておるものであります。これは、一つの権利として認めるというか、権利としての一つの方法であります。二から四までは、純粹の援護でございます。二、三、四の援護につきまして、そのほかに一般医療をやるかどうかという点が出て来るわけであります。従いますして、これをやるという方針がきまりますれば、その援護の一つといたしまして、この中に入るということは考えられるわけであります。

○**和田委員**　そういたしますと、長官もやるということであれば、この法律の中に入るという御答弁なんです。そしてしかも先刻のお話では、当然それも考えてもよろしいことだというふうな御答弁もあつた。そういたしますと、政府は更生医療だけで、医療一般のことを同時にお出しにならなかつたということとは、特別何かのお考えがあるという上ですか、そのこともお聞きたいと思います。

○木村(忠)政府委員 再発の場合におきます一般医療をどうするかという問題につきましては、予算的に、どの程度のものまでを再発と見て一般医療とするかということをきめなければなりません。が、これらにつきまして十分な話し合いがつきまませんので、現在予算的な措置が講じてございません。従いまして、従来の未復員者給與法によりましてやれます範囲のものを、引続き今後ともやるということにいたしました。それ以外のものについては、一応、再発であるかどうかということについての認定等が、いろいろ技術的なむずかしい問題もございますので、それらがつきりいたしませんと、この法律の中に入れるということにつきまして、予算的な措置が十分とれないのじやないかというふうに考えます。

○野田委員 大体予算措置、それからそれに対するいろいろの研究がまだ足らないために、今すぐ問題にならないとおつしやるのです。そういたしますと、ただいま研究して、早い機会にそういうふうなことをしたいという御答弁ですが、長官のお考えでは、大体いいところまでにそういうふうな処置が講ぜられますか。たとえば八月の補正予算

算までには、そういうふうなことも十分研究して入れるお心構えであるかどうか、この点をひとつ御答弁願いたいと思います。

○木村(忠)政府委員　御承知の通りに、またお氣に召さぬかもしれませんが、けれども、事務的に申しますと、われわれの方で一庵の意見がございまして、これが財務当局の側との間に話合ひがつかますれば、それでいいわけでありまして。その話合ひがつかましたならば、できるだけ早い機会に出したいと思ひます。われ／＼の方といたしましては、一庵研究はいたしておるつもりなのでございますけれども、財務当局の十分なる理解が得られなかつたというのが現状でありますので、できるだけ理解を得るように努めたいと思つております。

○菊田委員　そういうお話であれば、非常にいきさつがはつきりしたわけですが、結局これは、やはり財政上の都合で、入れたいものが入れられなかつたというようなお話なんです。そういう

うことでありますれば、できるだけ早くこういう不十分な点を直すように、御努力をしてもらいたいと思います。

さらに、第四條の援護審査会のこと

につきましましてお聞きしたいのです。これはどういふ構成でやるというふうなことは明らかにされておらないのですが、どういふふうな構成人員でやりになる御予定ですか。わかっておりますれば、そういう点につきましてお聞きしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員　これにつきましては、恩給法との関係もございますので、その構成につきましては、恩給の審査会に準じてやりたいと考えております。

○荻田委員　恩給法との関連があつて、同じように審査をするということですが、私はその方のことはよく知りませんが、私では、簡単にけつこうです。それから、恩給法の場合はどういうふうにしてあるかということをお聞かせ願ひたいのです。

○木村(忠)政府委員　これにつきましましては、御承知のように恩給法によりまして、公務と認定せられましたもののものは、公務疾病、傷病と認めることになつておるわけでございます。その恩給法におきましてやれなかつたもの、恩給法ではできない分につきましてはこれで行うわけでありまして、同じ構成でございませんと、その間の見解が相違するということになりまして、法律運用上困りますので、恩給法の恩給率査会と同じ範囲で、同じくらしいの人数でもつてやるというふうにいたすのが一番よからうと思ひます。向うの審査会につきまして、どういうふうになつ

ておるかということにつきましては、ここに申し上げられる正確な資料を持っておりませんので、本日は答弁を控えさせていただきます。

○荏田委員 私は希望といたしまして、この審査会になるべく民主的に、直接利害関係のある人の意見も反映するような方法で、ぜひやつていただきたいと考えるので、現在の機構がどういふふうになっておりますか。これはすぐおわかりになると思いますから、午後あるいは明日の機会にでも、一応御報告を願いたいと思います。

○丸山委員　きよう大臣がお見えになりませんので、ただ事務的なことをちよつとお伺いしておきたいと思ひます。第三條の一項の二号に、軍属について、いわゆる太平洋戦争の昭和十六年十二月八日以後と、こういうふうなに時期的に区切つて、それ以前のものは、満州事変の戦没者の特別賜金、日華事変の戦没者特別賜金という形で出ているから、今度は除外せられた、こういう御趣旨だと私もは了解するのであります。この数字を拜見しますと、これらの対象になつてゐる数は、特別賜金の賜與の概算でございますから、正確な数字でないのかもしれませんが、んけれども、陸海軍を合せて、日華事変による特別賜金の賜與の総人員が十八万四千八百六十名となつております、ところが、他の予算の資料を見ますと、その間に若干の食い違いがあります、七千三百六十八名の食い違いが生じてゐる。この七千三百六十八名というものは、この受給すべき対象となつたの遺族がなかつたから行かなかつたのか、あるいはこれは何らかの手違いのために、脱漏して行かなかつたのであ

るかというところがわかりになりましたら、お聞かせを願いたいと思ひます。

○田邊(繁)政府委員 第三條の二号につきまして、軍属については、昭和十六年十二月八日以後に限定いたしましたのは、小委員会等におきまして御説明申し上げました通り、昔の陸軍または海軍の軍属で内地勤務の者につきましては、今日年金制度というものがあつたので、その年金制度が設けられまして、終戦の直前までございまして、それは太平洋戦争に限定されておるわけでございます。従いまして、死没者特別賜金の範囲がそれ以前ということではなしに、むしろその殉職、陣亡年金が、内地の者については太平洋戦争に限られておる、こういうところに均衡をとるように合せたわけでございます。

それから御質問の第二点の、資料として差上げておるものに、七千名程度の違いがあるということですが、実はこれは調べてみましたのですが、どうもその間の事情がよくわかりません。今日、死没者特別賜金をもらつておる人の名簿というものが、全部焼失しておりますので、調べる方法がございませう。どういふ事情によつて違つておりますか、あるいは当時遺族等がなかつたために請求できなかったのかどうか、その間の事情がはつきりいたさないで、ただいま御納得の行くような説明ができないのであります。一方日華事変の方の賜金をもらつたのは概数でございますので、あるいは一部は太平洋戦争の死没者特別賜金として出ておるものの中にまじつて入つておるの

もあるかもしれないのであります。その間、今調べる資料がないので、ちよつとはつきり申し上げかねるのであります。

○丸山委員 資料がなければ、やむを得ないことと考へますが、次に、やはり同項によりまして、内地勤務の学徒の、いわゆる戦没者と当然考えられるものが除かれておるわけでございます。その概数は、この前御答弁があつたのでしようが、おわかりになつたら、なおもう一べん伺つておきます。

○田邊(繁)政府委員 これもお手元に差上げました資料の中にあつてございしますが、文部省で今日まで判明しております数は、一万九百名であつたと思ひます。これは当時の学徒労働援護会の方から見舞金の支給せられた人数でございます。しかし、そのほかにもまだ支給されなかつた数もあるという見込みで、その数がおおむね賜金支給者の倍ぐらひではないかという推定でございます。従いまして、お手元に差上げました資料では、推計でございますが、約二万と算定しております。

○丸山委員 ただいまの数字は、どうも出て来る資料ごとにたいへん違つておる。先般の公聴会におきまして、いわゆる学生の代表者などの言われた広島、長崎等における学徒の罹災者の数、それからその他広島等の罹災者の方の数、それからその方のおぼれた数字等においても、食い違ひが出ております。また政府から出されたものによりまして違つておりますし、文部省と厚生省においてもまた違つておる、こういうことなんです。これは、しかし私どもの考へといひまして、内地勤

務の徴用せられた学徒というものは非常に気の毒な状態に置かれておりますので、ぜひこれをこの法律の適用の中に入れていふ希望を私どもは持つておるわけでありまして、その場合、対象になる者が非常に漠然としてわからないといふことになる、非常に困りますので、これに關して、もう少し何らかの正確な数字をつかむような御努力が、これから願われるかどうか。これは学生の方からもそういう申入れがあつて、そういう申入れをしたところ、文部大臣が非常にすげないあいさつをしたというふうな感情的なきさつもあるたやに聞いております。こういうふうなことは、当然そういうことでなく、もう少し誠意をもつて御調査をお願いしたいと思ひます。何らかの御調査の御意図があらになりまして、また正確な数字を、ほぼつかまれるであらうという見通しがつきましかどうか、あらためてお伺ひしたいと思ひます。

○田邊(繁)政府委員 この法律の対象に学徒が入るか入らないかということによつて、実は調査をするかしないかというのをきめようという態度を、正直に申しますと、とることになつております。文部省といひましては、数字はわからない、非常に複雑な調査をしなればわからないといふことでありまして、その間にだん／＼法案の方が進んで参りまして、一部それから除外されたという関係もありますので、今のところは、調査の手がそこまですべて伸びておらない状態でありまして、今後これを対象として取上げるかどうかという問題に關連いたしまして、できるだけ正確な数字をつか

むように、われ／＼の方で努力したいと考えております。

○丸山委員 御努力願ふことは承知しましたが、大体できるというふうな御確信を持つて進められますか、とてもわからないのじやないかというふうなお見通しでございまいしうかどうかでございますか。

○田邊(繁)政府委員 文部当局の話によりますと、当時の学校が残つておる限りは、その学校に調べさせれば、ある程度わかるという話でございますが、なお文部当局と十分話し合ひを進めて参りたいと思ひます。

○丸山委員 これは事務当局にお伺ひしてはいかぬと思ひますが、大体この第一條の、遺族を援護するということが目的である。さらにまた、提案説明において補償という言葉が使われております。私どもはこれを何とかしたいと考えておりますが、この問題は、今事務当局にお話いたしましたも、しかたがないことだと思ひますので、第一條に關する質問は、それだけにしておきます。

○青柳委員長代理 第一章に關しては、他に御発言もないようでございますので、第一章はこの程度に落しませまして、次に第二章援護、そのうち第一節、第七條から第二十二條までが戦傷病者等に対する援護であります。これを議題に供します。御質問を願ひます。

○玉置(信)委員 ちよつとその前に、第一章でお伺ひしておきたいことがあります。それは第六條の裁定の問題であります。これは項によつて陣亡年金遺族年金、または遺族一時金を受ける権利の内容が定められておるはずであ

りますが、そこで厚生大臣が裁定をしなければならぬ面は、どういふところに生じて来るか、この点をちよつとお伺ひしておきます。

○木村(忠)政府委員 これはこの法律によりまして権利の内容は明らかになつておるわけでございます。従いまして、この援護を受けようとする者が請求いたしました場合に、その者がその援護を受ける権利を持つてゐる者であるかどうかという点の認定をいたしまして、裁定をいたすわけでありまして、○玉置(信)委員 法律によつて標準が定められてあるものによつて、申請するはずであります。そういう申請の点に疑義を生じた場合に、裁定するといふことになるわけですか。

○木村(忠)政府委員 その請求をいたします者は、自分は権利を持つてゐるというつもりで請求いたしますが、それがこの法律に規定しておるところに該當いたしておりますれば、当然その者がその権利を有するものとして裁定をいたすわけでありまして、疑義のある者だけについてのみ裁定するのでなくして、請求がありました者に對して、當つておりますれば全部裁定する。當つていない者につきましては、これは裁定しないということになります。従いまして、権利があるかないかといふことは、法律の方で定めることと思ひますが、それが事実のある場合に、具體的な事実につきまして、當つておるかどうかということも裁定いたすわけでありまして。

○玉置(信)委員 そうすると、これは大臣だけが、大臣の権限において裁定をするということになりますと、多少私は疑義を持つわけですが、こういう裁

定をする場合に、審議会等において審議をすることが公正を期することになりはせぬかと思ひますが、こゝういふ点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○木村(忠)政府委員 これにつきましても、その事実にはまつておるかどうかという点をきめるだけでございすから、別にそういうことはなくいいのじやないかと思ひます。

○青柳委員 長代理 それでは第二章、第一節、第七條から第二十二條の間につきまして御質問を願ひます。

○丸山委員 第八條の障害年金の額でございすが、特別項症というのは、常時に介護を要するような重い程度であると考へます。そういう人が六万六千円、月額五千五百円という金額では、ややその生活を維持するには不足であるように私どもには感ぜられます。また昔の恩給法から今の物価指数等で換算して参りますと、これは少し少額に過ぎないと思ひますのでございすが、ただこの予算をかけるということとは相当困難を伴うと思ひますので、私どもはこれの各項にわたる人員の數——対象となる數が、はたして政府が予想している數と予算とびちんと合つておるかどうか。そういうふうにして、もし合つておらないような部分ができて、若干の余裕を生ずるのではないかと思ひます。それと申しますのは、たしか予算から見まして、最初の予算を組みましたときと、その後の調査とにおいて、數に若干の開きがあるように思ひますので、若干の余裕ができるように思ひますので、その場合にはこの金額にもう少し変更を加へるような御意思はないかという

ことをお伺ひいたします。これは事務当局にお伺ひするのは無理かもしれませんが、そういう余地があるかないか、あるいはその數についての見通しをちよつとお伺ひしておきたい。

○木村(忠)政府委員 一応戦傷病者の數といたしまして、特項症五百六十八名というのが現実の數であります。これに對しまして、予算といたしましては、このほかに軍属が加わるものといひまして、これの二割をふやして計算いたしておりますが、はたしてそれだけのものがあるかどうかという点につきましては、一応の推定でございまして、現在のところそれだけおるかどうかというところはわからないのでございす。現在社会局におきまして、この点について調査いたしておりますので、その數字はいずれ明らかになると思ひますのでございす。なお法律に對して一応六万六千円と書いてしまひますと、途中で法律を直さずにはやる方法がちよつとないわけではございす。

○丸山委員 第十四條でございすが、第十四條で、障害年金を受ける權利を有する者の失格條件があるわけですね。死んだとき——これは當然であります。死刑——これもまあ當然であります。無期三年を越える懲役もしくは禁錮の刑に処せられたときには、その權利が消滅するとなつております。十五條では三年以下の懲役の場合には、その執行を受けている間だけ一時停止せられて、執行が終了したときにおいてはまたその權利が復活することになつております。すべて、人が罪を犯しまして刑に処せられる、刑に処せられて刑が終了した場合には、その人の罪というものはそこで消滅する性質

のものだと思ひます。いわゆる前科者というふうな扱いをするという觀念は、少しおかしいんじゃないかと考へます。そうしますと、たゞその刑の期間が長くとも短かくとも、その執行中は停止せられるけれども、その執行が終了した場合においては、當然その權利は復活する、つまり消滅するということはおかしいじやないかという考へ方を、私どもは持つておるのでございすが、これに對して、どういふふうにお考えになりますか。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、いろ／＼な見解が立つんじやないかと思ひますのでございす。そういう刑を受けました者の、刑を終つたあとをどういふふうに取り扱うかという問題につきましては、刑事政策の方からいひましても、また國民に對します一つの基本的權利の問題から申しましても、いろ／＼の問題があるのじやないかと思ひますのでございすが、これにつきましては、十分な御検討を願ひつた上で御決定になるのが、至當なのじやないかと思ひます。現在の恩給法によりまして、こういう原則をとつておりますので、さしあたりこういう原則に従つたのでございすけれども、これにつきましては、今後恩給法につきましても、どういふふうに取り扱うかという一般的な問題について、十分御検討を願ひまして、その上でもつて、これに對する措置をお考え願ひるのが至當じやないかと考へます。

○丸山委員 次に十八條でございすが、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする」というふうな規定があるわけではございす。

診療報酬の金額を健康保険に一致せるといふことは、よく理解できます。ところが、診療方針を一致せるといふことは、どういふ意味なんぞございするのでしょうか。私にはどうもちよつとわかりにくい。と申しますのは、これに規定せられておりますのは、病氣の治療は含まれておらず、病氣の治癒は含まれておらず、これは医療ではございす。この固定したものに對しては、症状の固定したものに對しては、診療でございす。いゝゆる健康保険に名づけられておるところの診療ではございせん、全然その性質を異にしておるのでございす。その全然異にしておる診療方針を健康保険に一致せるといふことは、どういふことをおねらいでございすことが入つて来たのか、それをお示ししてください。

○木村(忠)政府委員 これは私の方からお答えいたしますのが適當であるかどうか、ちよつとわからないのでありますが、一応ここに入れた趣旨をいたしましては、診療方針及び診療報酬でもつて、健康保険の例により得るものが一部ある、そういうところでございす。ことにいたしたのでございまして、それができないときにおきましては、仰せの通り更生医療というものは、特殊なものでございすので、あると思ひますが、二項の規定を設けてやることにいたしましたのでございす。これにつきましては、どちらが多いという点が問題だらうと思ひますが、全額持つておれども、今のところ、やはり診療によるものが多からうというところでもつて、こゝ規定したものでございす。

○玉置(信)委員 総括質問のときに、ちよつと公用があつて出ましたので、この場合申し上げておこうと思ひますけれども、援護政策になるかもしれませんが、御承知のごとく戦傷兵あるいは不具障害にひとしき人たちが、今日列車の中で禁止されているとはいひながら、なお更生資金の強制集金をやつておることは御承知の通りであります。本法が成立したあかつきにおいては、こゝういふものは一体なくなるかどうか。本法によつて援護される面において、どういふ自立するだけのものが得られないことは、これまた御承知の通りであります。しかし、独立國家として立つて行く上において、なおあつた白衣をまとうた氣の毒な戦傷者が、街頭に立つて大衆に募金を呼びかけるという姿は、あまりいい印象を與へるものではないのでありますが、これらの点に對して、政府はどう考へになつておられますか。これが將來全然その姿をなくするような何か手を打たれる基本的な考へを持つておられるかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○木村(忠)政府委員 傷兵軍人の方が、列車あるいは街頭等に立ちまして、募金をされておることにつきましては、われ／＼として、そういう状態であるといふことはなほ遺憾に存じます。この法律ができました、それがなくなるかという点でございすけれども、これにつきましては、われわれとしまして、これが出ましたからわれないという自信は、全然持つておれないのであります。御承知の通り、現在街頭に立つております者の數といふものも、傷兵軍人の全体の數からいひますと、そう多くの數の者が出ておるわけではないのであります。

また諸外国の例を見ましても、相当手厚く援護しておる国々におきましても、そういう事例がないわけではありませんが、従いまして、これが全然なくなるかという事は、私どもの方としては、全然なくなるという事は考えられておりません。これにつきましても、強権を用いてどうしようということにつきましては、厚生省といはしまして考えた努力いたしまして、そういう方法によつてこれをなくするよう努力いたしたいと考えております。

○若林委員 ちよつと関連して——ただいま玉置委員からお話の、白衣の者の街頭進出という事は、今局長からお話になつたように、これが徹底いたしまして、あると思うのであります。が、国民の側から申しますと、やはり政府の援護の手が薄いから、ああいうことをやつておるといふ感じを持つのであります。なお、われ／＼が仄聞するところによりますと、もう療養が終つて復員してもいい者が、病院におとどまつておつたり、家賃もいらすに、生活費も出してもらつてゐるというやうなことで、なお列車の中で集めます金が相当の巨額に上つて貯金を持つておる、もうこじきを三日すれば一生それが忘れられぬというやうな感じ、全国的に計画的になされておるといふことを聞くのであります。それが事実でありますか、当局はどういうやうな御調査をなさつておられますか。

○木村(忠)政府委員 これも、私がお答えいたしてよい問題であるかどうか、若干疑問があるものであります。

私の方では、その点につきまして調査をいたしておらないのであります。これにつきましても、いろいろの話もあるわけでありまして、またいろいろの事情の人もあつたかと思ひます。すべてがみなさうだといふやうな一律な言ひ方はできないのであります。中には、今おつしやつたやうな状況にある者も、全然ないといふことは申されないうやないかと思ひます。すべての人がさうだといふことは申せないのではないか。これについては、われ／＼として、国民と相協力いたしまして、これらの人々が生活が安定いたしますように努力いたしまして、こういうことがなくなりましようにしなければならぬといふふうに考えております。

○前田委員 第八條の傷青年金の額のことにつきまして、丸山委員の御質疑にお答えがあつたわけなんです。が、なおその点についてお伺ひしたいのです。私も丸山委員と同様に、この額が非常に少いといふこと、同じやうな公務員でありました場合、文官の諸君の傷病の場合に比べまして、やはり著しく低額であるといふことは、だれしもすぐわかることなんです。なぜこのやうな額に御査定になつたか、そういうことの理由につきましてひとつお伺ひしたいと思ひます。

「青柳委員長代理退席 大石委員(長席席)」

○木村(忠)政府委員 大体六項症から一項目までの金額の開きにござつては、従来の恩給法の増加恩給でやつておりました場合の開きに準じております。特別項症につきましても、その性質によりまして、その開きを少し大きくいたしまして、ちよつと倍にしたという形をとつております。これで十分であるかどうかという点につきましては、十分であるとは申されないうと思ひます。しかしながら、遺族の年金等と比べますと、この点につきましても、相当厚くなつておるといふことも、言えるのじやないかといふふうに考えております。従いまして、これで十分であるかどうかという点につきましては、この法律全体が不十分なわけではございまして、一応この辺でもつて参る以外にはないじやないかといふことで、そういうふうにきめた次第でございます。

○前田委員 この法律全体が不十分だといふことは、おつしやるまでもなく、そうなんです。が、私がお聞きしてゐるのは、なぜこのように差等がついてゐるかといふことの理由なんです。従来の傷青年金に比較しますれば、これは格段の相違なんです。しかし両足がなく両眼がないやうな人が、兵隊さんで月に二、三百円しかもらえないといふのは、實際べらぼうな話なんです。それから見れば多額になつております。が、しかし文官は、そういう場合には普通恩給があります上に、障害の手当がついておられますので、同じ項症にいたしまして、はるかに多い額になつてゐるわけなんです。今回は軍人恩給を復活しないのだからという建前をとられたにしても、とにかく一年間で、特項症月五千五百円でもつて、この人たちが全部まかなつて行かなければならないといふことになつてゐる以上、やはりこの障害年金の中に、生活できるものも含めて出すのが當然だと

私は思ふのです。そういう点から考えますと、文官の場合とこれほどの違いがあるといふことは、だれが考えても納得が行かないことなんです。どうしてそういうやうな査定になりましたかといふことを、お聞きしたいわけなんです。

○木村(忠)政府委員 御承知の通り、一項目以下につきましては、従来の割合でやりまして、そして特項症だけはこれの比率を非常に高く上げたのでございまして、これでも一般の恩給と比べますと、上げ方が少いといふことは、言われる通りだろつと思ひます。ただ、従来の軍人の増加恩給でやつておりました部分、やり方に比べますと、この開きは大きくしてあるといふことであります。従いまして、これで十分であるとは申せませんけれども、一応この程度でいたさなければならぬのではないかと思ひます。が、御承知のように、保護所を設けたいとして、ここで生活費全部を見るやうなことでございまして、その場合に、この特別項症の場合におきまして、どういふやうに年金のうちから引くかといふことでございまして、これらの点につきましても十分考慮いたしまして、その間に遺漏のないやうにいたしたい、かやうに考えております。

○木村(忠)政府委員 そのことにつきまして十分だといふお話ですが、私は不十分だと言わないうで、不当だといふやうに考えるのですが、政府の方では不当だとはお考えになつていないかといふことが一つ、それから今お話になりまして病院に入つて治療をする場合に、年金が全額もらえない、減額してもいいという規定になつてゐるのですが、これも非常にはつきりしない文面なんです。それにつきまして、具体的にどういふやうな減額の方法が講じられるのかといふことも、あわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 病院に入つてゐる場合はございせん、保護所に入つてゐる場合でございまして、保護所に入つておられます場合に、どういふやうに引くかといふことでございまして、保護所におきましては、その人の全部の生活をそこで見られるわけございまして、そのほかにどれだけの経費がその人に必要であるかといふことを考えまして、その必要な金額を残さなければならぬのではないかといふふうに考えております。

○前田委員 前の方の御返答は、この次の答弁のときになおしていただきたいと思ひますが、あとの方も必要といふことだけでは、はつきりしないと思ひます。文化的な健康な生活といふにしても、實際に千五百円よりもいふやうな必要の基準もあるわけなんです。そういう必要でやられたんでは困るわけなんです。その点、もう少し明確に、どういふ標準でもつてその必要な経費といふやうなものが考えられるのか、この二点についてお伺ひしたいのです。



うなつてゐるか、そこで一緒に生活するものはどうか、あるいは家族は別な生活をするのかという点もさういふこと、これにつきましても、どのくらいに行かないか、たゞいま申し上げるわけに行かないのであります。従いまして、これについては、減額することができるとなつておるだけであつて、減額しなければならぬものではないのであります。従つて、その取扱いといひましては、その実情に依じた措置ができるようにしたい、かように考へております。

なお前段の問題、これが不当であるかどうかといふ点でございまして、不十分であることを不当であるといふふうにお考へであるならば、あるいは不当であるかもしれませんが、これに差ができておるが、この差をつくつたことが不当だとは思つておりません。その差のつくり方は、あるいは不十分であつたかもしれませんが……

○木村(忠)政府委員 前段の問題は意見になりますから、政府のお考へを承つただけでつこうです。あとの問題は、こまかい問題ですけれども、病人にとりましては、自分がそこで愉快に治療や暮しができるかできないかという問題なので、聞くのですが、一体この査定は、どこでやるのですか。

○木村(忠)政府委員 これにつきまして、われ／＼といひましては、特にひどい扱いをして困らせるようなことをいたす気持は持つておりません。従いまして、これにつきまして、われわれとしては、一つの標準をつくりまして、その標準によつて決定するようになつてゐる、かように考へております。なお、今申しましたように、その

実情に依じた措置をしなければならぬので、非常にこまかいものになつてゐると思つております。

○木村(忠)政府委員 その標準は、やはり政令とかなんといふふうな、一応きまつたもので御発表になるわけですね。

それと、なお一つお聞きしたいのは、六項以下は打切つてあるわけですが、それでは六項以下の人たちは、どういふふうにして生活して行つたらよいのか。この法律が出ますと、街頭募金なんかは、当然禁止されることになるだらうと思ひますが、六項以下の人たちは、いかにして生活すべきやといふことにつきまして、具体案をお尋ねしたい。

○木村(忠)政府委員 前段の問題につきましては、仰せられますように、政令でもつてこのやり方をきめなければならぬと思ひます。

それから後段の七項以下の問題であります。これにつきましては、どうして生活しなければならぬか。これは完全に生活能力を奪はれてゐる者ではないわけでありまして、普通の生活の手段を得る道が、その人に残されてゐるといふふうに一応考へてゐるのであります。私は、さつきから申し上げましたように、この案そのものが全体として十分であるとは思ひてゐないものであります。不十分ながらも七項以下の人々でありますならば、みづから生活し得る道が全然ないといふことは言えないのではなからうかと思ひます。なお、列車や街頭等におきまして募金をいたすことについて、法律をもつて禁止するかどうかといふお話であります。厚生省としては、この法律が

出たからといふので、禁止するといふような考へは全然持つておりません。

○木村(忠)政府委員 七項以下の人々は、働くのに困らないんだといふ御断定でございまして、私は、それはたいへんな認識の間違ひじやないかと思ひます。今は、からだの満足な者が、御承知のように失業して街頭にあふれておるわけなんです、ましてや親指がない人とか、視力が片方だけしかきかない方、あるいは片方の耳が全然聞えない方、また話に聞きますと、現在背骨の病気で腰葉づえにすがらなければ歩けない人も七項に入つてゐる。――脊髄を一つしつた人は別でございまして、そういうふうな状態の人が、あなたのおつしやるように、普通の五体中に入つて、自分で生活の道を得ることとは、できないかと思ひます。そうでないやうにお考へになつておられますか、その点をお聞きしたい。

○木村(忠)政府委員 私は完全な能力があるとおつしやるわけではないのであります。この法律そのものが、もと／＼不十分なものではございまして、従いまして、完全な能力を持つておらないでございまして、能力が全然ないものと全然違う。その能力の欠けてゐる程度がいろいろになつてゐる。そこで、あるところで線を引きまして、それから下のものにつきましてはここではやらない。もしやるおつしやるすれば、まだこの程度を上げなければならぬ。これに相なるわけでありまして、その比較、均衡の問題もありません。もちろん個々の具体的な問題になつて来ますと、従来のわけ方が適當でないといふ点もございまいしうから、いろいろ問

題があるだらうと思ひます。しかし、一応従来のわけ方によりましてわけますれば、こういうふうな措置をとるのも、またやむを得ないのではないかと思ひます。

○木村(忠)政府委員 働く能力が曲りなりにもあるといふことと、働けるというのと、同じじやない、これは長官もお認めだと思ひます。そういう人たちが、強制的にどこかで働かされるやうな処置をつけておけば、あなたのおつしやるように、何とか働けるだらうといふことも言えますけれども、そうでなく、その人たちは何らかのやうな措置をしないでほりつづけるにすれば、かゝつてに生きる者は生きられぬ、悪いことをする者は悪いことをすればいいし、生きられない者は死んだらいいといふことに、極言すればなると思ひますが、いかがです。

○木村(忠)政府委員 この人たちに對しまする職業のあつせんにつきましては、現在労働省で考へております。身体障害者の雇用を促進する方法によりまして、この程度以下のものについて、全然ほりつておるといふお考へではないやうに伺つております。従いまして、これらの方々につきましても、その就職先をあつせんすることについて、同じやうに努力をされるだらうと考へております。しかもその場合におきましては、こゝろの傷の程度が軽い人の方が、やはり就職が容易じやないかと考へられるわけでありまして、また先ほどおつしやられましたやうに、死ぬ者は死ねといふことは、われ／＼全然考へておらない。生活保護法は最後の生活権を擁護いたしておるのであり

ますから、死ぬ者は死ねなどとは考へておらないことを、御了承願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 私どもは、生活保護法の実情がどういふものかを、よく知つてゐますから、そういうことを申しまして、決して過言でないといふことを、さらに断言いたします。やはり七項以下に對しまして、政府がこの人たちの生活を立つて行くやうに、特別な考慮をしなければならぬ。もちろん、一般の社会保険制度で、こゝろの人が全部救われるやうな措置があれば、あなたのおつしやることもいいと思ひますけれども、そうでないのですから、やはり特別な措置を講ずべきだと思ひます。それから文官のこのやうな差のあることは不当だといふことを申したい。しかしこれにつきましての御答弁はいずれ同じだらうと思ひますから、この点はこれ以上追ひたいと思ひません。

次にお聞きしたいのは、十一條、二十九條におきまして、重大な過失によつて公務上負傷したり病氣になつたりした人は、本人にもあるいは遺族にも手当が出ないという箇條があるわけなんです。この点は、小委員会のときにも問題にいたしまして、こゝろのものゝ実例はない、しかし従来の恩給法の建前として必要なことから、こゝろの條項を残しておくのだといふ御説明があつたのでありますけれども、もし該當者がほとんどないといふのであれば、新しい例を聞いて、こゝろの條項はこの援護法案からはつきりのけ

いたしたい。わずかばかりの金を

出すのに、しかも死んだ人に対してま  
で、あの人は自分のおやまちで死んだ  
のだとか、酔っ払って死んだのだと  
か、なまけて死んだのだとかいうよう  
に詮議立てをするのは、私は死んだ  
人に対する冒瀆だと思ひます。大した  
金も出せないのですから、該当事がな  
いなら、当然こういふものはのけるべ  
きだと思ひますが、この点につきま  
して、どういふふうにお考えになりま  
すか。

○木村(忠)政府委員 重大な過失によ  
りまして、負傷、疾病にかかつた場合  
におきまして、これを普通の公務上の  
負傷、疾病と見るべきであるかどうか  
という点につきましては、大きな問題  
があると思ひます。重大な過失により  
ましてやりましたものにつきまして、  
一般の公務上で負傷した者、疾病にか  
かつた者、あるいは死した者と同じ  
ように扱うという事は、妥当でない  
のではないかと。従来の諸立法例によ  
りまして、重大な過失によります場合  
には、一般の場合と同じような扱いを  
しておられないのが、あらゆる場合の通  
例でありまして、そういう特別な新例  
を開かなければならないという理由  
は、どこにも存在しないと思ひます。

○菊田委員 小委員会の中には、該  
当事はないけれども、法律の建前上残  
しておいてもいいやないかとおつし  
やいましたので、私はそう申したので  
すが、自分の過失で死んだ者は、公務  
上のものとして認めないというような  
御答弁であれば、私はやはり戦争とい  
う、あるいは非常に過労としておりま  
しょうし、精神的にも普通でない状態  
におけることを、一々本人の責任とし  
てとがめ立てることが妥当かどうかと

いうことを、考えていたのだと思  
うのです。もし、そういう御答弁であ  
りとなれば、私はその点について、非  
常に文句があります。

○木村(忠)政府委員 過失全部の場合  
がそうだと申したのではないので、重  
大なる過失ということですから、重大なる  
過失というのは、ほとんど故意及び重  
大なる過失と並べて申されるようなも  
のでありますから、非常に重大なもの  
であります。従ひまして、そういうも  
のを、普通の何れも過失のない場合、あ  
るいは軽微のない場合、あるいは軽微  
な過失の場合と同じように扱うかどう  
かという点については、相当に問題が  
あると思ひます。われ／＼といひまし  
ては、重大な過失によりました場合  
を除くことについて、ただいまのとこ  
ろ、妥当なる理由があるとは考えてお  
りません。

○菊田委員 私は、こんなことで何度  
も質問するのははつきりいらいです  
が、故意にやつたのは過失ではないで  
すからね。過失である以上、しかも死  
んだ人に対して、一々本人を傷つける  
ようなことがあつては、あれはどう  
だこうだ、出すとか出さぬとか、大し  
た金を出すわけでもないのに、言ひと  
いうことは、私はどうもふしぎでな  
らない。しかも聞いてみますと、実際  
には実例としてはほとんどないといふこ  
とを、はつきり恩給局の人もおつしや  
つておるのだから、私はそういうよう  
に申し上げておるのであります。

○木村(忠)政府委員 実質上あるかな  
いかということは、別問題だと思ひま  
す。また金額が多いとか少ないといふこ  
とと、筋を通すとか通さぬとかいふこ  
とは、別問題だと思ひます。金額が

少いから筋を通さなくてもよろしいと  
いうことは、法律論としては通らない  
と考へております。

○愛田委員 関連して——今の過失の  
場合ですが、戦犯は過失として取扱わ  
れますか、いかがですか。

○木村(忠)政府委員 戦犯で負傷、疾  
病というものは、まずなからうと思ひ  
ます。戦犯でもつて死亡した人はござ  
います。戦犯そのものの刑によつて  
負傷、疾病ということとは、あり得ない  
と思ひます。

○愛田委員 それでなくて、公務によ  
る障害を受けまして、その後戦犯に問  
われておる者です。

○木村(忠)政府委員 この問題は、そ  
この問題じやないのでございまして  
「死刑又は無期若しくは三年をこえる  
懲役若しくは禁錮の刑に処せられたと  
き」に該当する十四條二号の話ではな  
いかと思ひますが、これにつきまして  
は、戦犯そのものの刑が、日本の普通  
の刑であるかどうかという、刑事法上  
の措置がおきまらないうち、当然ま  
つて来るのではないかとと思ひま  
す。

○愛田委員 しかれば、これは将来の  
問題になるわけですね。同時に私は、  
この障害の問題で、公務に服している  
途中において腦溢血で倒れたとかい  
うような場合に、原因が公務に基くかど  
うかわからない者に対しては、どうい  
う措置をとられるか、お伺ひしたいの  
であります。

○田邊(繁)政府委員 これは個々の  
ケースをよく審査いたしまして、そう  
してこれが公務に基くかどうか、相当  
因果関係があるかどうかを判定する以  
外にはないと思ひます。これは従来、

恩給局でいろいろという具体的な例  
があるようでありますので、それによ  
く歩調を合せるようにいたしたいと思  
つております。

○愛田委員 そうしますと、この基準  
は、将来の問題として考えられること  
になりますと、この場でただちに恩給  
に浴することができない者が、相当で  
きて来ると思ひますが、その  
基準は早急に恩給局においても審査さ  
れ、また今度の審議会においても考へ  
られるということになるのですか、あ  
るいは何か基準がこの法律の施行と同  
時に、ただちににつくられるようにな  
りますか。

○木村(忠)政府委員 これにつきまし  
ては、従来恩給におきまして同一の取  
扱いの事例があるわけでありまして、恩  
給法と同一に取扱うというふうに考へ  
ております。

○愛田委員 もう一つ、この重大なる  
過失という問題であります。この  
判定は、今菊田委員のおつしやつた  
点も関連するのですが、戦時中軍の紀律  
という点で、法律に、当時の陸軍、海  
軍刑法に該当する重過失というふうな  
場合と、現在の角度から見た判定とい  
うものとで、多少食い違いがあると思  
ひますが、当時の法律を基準にした判  
定に基くものであります。

○木村(忠)政府委員 刑法上の過失と  
かなんとかいふ問題ではないのでござ  
います。その負傷または疾病にかかつ  
た原因に關して、過失が重大であつた  
かどうかということでありまして、

○菊田委員 その問題は、私は自分の  
説を主張するということにして、政府  
はこれにけしからぬ。国のためだと言  
つてひつぱり出して、死ねば死に方が

気に入る、気に入らないというので、  
年金を出すさぬというふうなことを  
言つてゐるのですから、とんでもない  
話だと私は思ひます。だから、当然  
これは全部に及ぼすべきだと思ひま  
す。

次に、これは丸山委員も御指摘にな  
つたのでありますけれども「死刑又は  
無期若しくは三年をこえる懲役若しく  
は禁錮の刑に処せられたとき」も、全  
然権利は消滅すると書いてあるものであ  
りますけれども、私は、やはり普通の  
場合と違つて、戦後七年もたつて出さ  
れた措置でありまして、七年間のうち  
に当然国から補償されて生活ができ得  
べき人が、生活に詰まつて心にもない  
犯罪を犯すというふうなことがあつて  
も、これは往々あり得ることですか  
ら、いままさういふ過去に、自分た  
ちが何れ責任を果さなかつた期間にま  
でとがめ立てをして、全然権利を消滅  
させるといふことは不当だと思ひま  
す。やはり、これは丸山委員も御主張  
になつたように、その期間は停止する  
というところにいたしまして、その罪の  
償いを出て来た人にまでこういふよう  
なことをさせるという事は、私は聞  
違つてゐると思ひます。この点もさ  
うだといふことを申し添えておきま  
す。御答弁は、丸山委員のときにあ  
りましたから、よろしうございませ  
う。

私は、さらに十七條に關連いたしま  
して、この前の五條の更生医療のとき  
に質問し要求したように、更生医療に  
限らないで、内部疾患も含む全般的な  
医療でなければならぬことを、私は主  
張したいと思ひます。

○玉置(信)委員 期限つきの障害年金  
についてお尋ねいたしますが、第九條

によりますと「障害年金を受ける権利に五年以内の期限を附する」ということになつておりますが、この五年ということをきめた根拠は、どういふところにありますか。

○木村(忠)政府委員 これは恩給法にその例があるわけでありまして、恩給法の例になつたわけでありまして、

○玉置(信)委員 これと第十條とは、表裏をなすものであります。「障害年金の額の改定は、援護審査会の議決を経て行なわれなければならない」ということになつております。そこで、この期限を付する問題については、恩給法の例になつたとは言いますが、これも相当重要な問題と思ひます。その裁定は、大臣が行うのでしょうか。そうすれば、やはりこの第十條とひとしく援護審査会で決定すべきではないかと思ひますが、こゝういふ重要な問題はいかがですか。

○木村(忠)政府委員 九條の場合は、その不具障疾の程度が、なおつたり、あるいは低下すると、あらかじめ予想される場合でございます。これにつきましては、一応期限をつけまして、もう一べん期限が来ましたときに、不具障疾の状態が同じであるかどうかというところをもう一べん見ようというわけでありまして、この場合におきましては、その期限の際にもう一度審査をするわけでございます。それから十條の場合は、そうではないのでございまして、年金を受けておられる者が、その後障害の状況が、前の場合は低下する場合は考慮しておりますが、今度は増進した場合は考慮しております。たとえば、更生医療等をやりますと、その結果低下する場合も考えられる。そ

うようなことがありました場合に、その程度に應じて年金の方は改定する、つまり従来の権利を動かすわけでございます。これにつきましては、そういうような審査会の議決を要する、こゝういふことになつております。前の場合は、五年以内の期限が定められました。この期限が来ましたときに、もう一べん審査するということになるのであります。これは最初からそういうものが予定される場合でありますので、こゝういふことになつております。

○玉置(信)委員 第二項において、回復しない場合においては、さらにこれを引続き相当の障害年金を支給するということになつておるので、これは予想したものが当てはまらず、見通しが誤るという場合も起きて来ると思ひます。やはり第十條とあらはらるる関係を見ると、この條件というか、重要性という点については、同じ見方になるのではないかと思ひますが、この点を伺ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは期限をつけまして、そしてその期限が来ましたときに、もう一べん再審査するということだけでございます。従ひまして、最初の認定の場合と、大体同じでございます。その認定をするというよりなことになつておりますのは、これは恩給法にも同様な規定になつております。それから第十條の場合は、恩給法に全然ない場合で、その後程度が重くなつたときには、こゝうするということになつておるのであります。

○田邊(繁)委員 この第十二條に掲げる第二項の後段の「既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することが出来る」という規定のところでありまして、すでに受けた傷病賜金や障害一時金の額に相当する額の全部または一部という場合の全部の場合と一部の場合は、いかなる場合ですか。

○田邊(繁)政府委員 これは障害一時金の場合に例をとつて申し上げますと、障害一時金というのは、一定の月数を一定の金額に、仮定俸給なら仮定俸給にかけましたものを基礎として、一時金で拂うのであります。つまり、長い間かかつて年金的に拂うものを、まとめて拂つたという形式をとつておられます。従ひまして、きようかりに査定になつた――きようならきようは四月一日ですが、先月中に査定を受けたという者については、向う何箇月間のものをもらつておるわけでありまして、従つて、その場合には、これからの分が差引かれる、こゝういふことになるわけでありまして。しかし、この法律、施行の際までに、その算定の基礎になつた月数が経過しておれば、全然差引かなくてよろしい、こゝういふことになるわけでありまして。従つて、障害一時金の算定の基礎となつた金額を月数に延ばしまして、それで障害一時金をもらつた時からこの法律施行の時までに、その月数を経過しておるかどうかによつて、残つた月数を計算して、その残つた月数だけを差引いて行く、こゝういふ計算になつております。

○田邊(繁)委員 この未復員者給與法の第八條の四に「未復員者が自己の責に帰することのできなない事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の際治癒しているとき、復員後三年」云々とありますが、このところに掲げてある障害一時金をもらつた者が、実はその後病気が再発して、現に国立病院その他で治療を受けておるけれども、障害一時金をもらつたために、その後の治療費をいただくことができなくなつております。これらはそのときは治癒したと判定できたけれども、それがまた原因で再び病気になるのでありますから、当然公務障害の継続と見るべきであります。こゝに何か法律改正の要があるのじやありませんか。途中で中断をした期間中は、民間で治療を続けておるとか何かの証明によつて、これが継続されるような措置をとる用意が、当局にございせんかどうですか。

○田邊(繁)政府委員 ただいまの御質問に對しましては、先ほど田邊委員の質問に對して、詳細木村長官からお答えになつたと思ひます。

○田邊(繁)委員 これはお答えしておるようですが、この問題について、現に国立病院で治療している諸君が、非常に多量治療費を継続していただけないために、犠牲を受けておるのであります。これは何か早急に措置がとられなければならぬ。

もう一つは、この障害の判定が、當時軍医その他がその場にいないで、そのままこちらへ帰つておるような場合もあるし、判定をする際に、その当時の軍医が、当時確かに診察を受けて、こゝういふ病状であつたことを認証するこゝういふような証明があれば、当局は今度の障害年金を交付するところの対象と見るようにするのか、あるいはそういう証明をしてくれる者が何もない場合には、公務による障害だということがはつきりしていながら、証明書がないために、この恩恵を受けることができないことになるのか、この点をお伺ひしたいのであります。

○田邊(繁)政府委員 実はこの軍人の増加恩給につきましては、制限はされておりますが、今日恩給金の査定があらまして、もらつておるわけでありまして、こゝういふ方々に対しましては、すでに恩給金の査定があるわけでございますので、症状の区分もできておるわけでありまして、従つて、その区分に應じて、こゝういふことになつておるものであります。従つて、こゝういふ方々に對しては、あらためてこゝういふ当時の事情なり、あるいは証明書なりをとる必要はないのであります。この附則に書いてあります通り、増加恩給の裁定を受けておる人は、もう何らの処置を要せずして、自動的に厚生大臣の裁定があつたものとみなす、こゝういふことが書いてありますので、軍人につきましては、こゝういふ御心配になる点はないと思ひます。

○田邊(繁)委員 そういう証明があり、また査定を受けている者は、それでよろしうございしますが、新しくここに査定を要する者がおると思ひます。それは、この恩給とか査定の対象になつた者で、戦時中の公務による障害が原因で、現に何らの恩典に浴することなく、病床に呻吟しておる者が、まだ残されているのが相当ある。これは幾つも例を知つておりますが、それが手続をしないばかりに、こゝういふ状況にある者が相当あります。従つて、この未復員者給與法によるこゝうの障害一時金をもらふ手続を、今からしうかといふのが、相当あるものであります。これをこの法に切りかえることに

きなくなるのか、この点をお伺ひしたいのであります。

○田邊(繁)政府委員 八



なる場合に、その判定を、非常に厳格なわけにはあらず、当時の医師の何かの証明があるとかいうことになる、非常に困難な事情が伴うと思いますが、この点何か基準にはあるときに、ここに特殊の事情があつた者に対して、便宜措置をとるところの用意はしておられますかどうか、お伺いしたいのであります。

○田邊(黨)政府委員 御質問の点は、その病気なり障害が公務によつたものであるかどうかという認定の基礎資料がない場合に、どうするかということでありまして、これはできるだけ資料を集めまして、そして、できれば、お話のように、軍の証明書、あるいはその他部隊長の証明があれば一番望ましいのであります。そういうものがない場合におきましても、一応書類は受けまして、十分審査をいたしまして、その事実がはつきりいたしますれば、それは当然に障害年金の対象として取上げて行くつもりであります。問題は、そのとき々の個別的なものについての判定の問題でありますので、抽象的に、どういう基準でやるかということ、ちよつとお答えしかねるのであります。

○大石委員長 他に御発言はありませんか。――なければ、本日は打ち切りまして、午前中の連合審査会を散会いたします。

午後零時三十八分散会

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所